

平成28年(ワ)第2407号 自衛隊南スーダンPKO派遣差止訴訟

原告 平 和子

被告 国

## 原告意見陳述

－弁論更新にあたって－

2020年10月13日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

原告 平 和 子 

### 1 この裁判を起こした思い

私は、2016年11月30日に提訴しました。まもなく4年です。今日の弁論更新で谷口裁判長の構成に代わりました。3人目の裁判長の下で、審理が続いています。

私がこの裁判を起こしたのは、息子の所属する部隊が南スーダンに派遣される可能性があったからです。私は、息子が派遣されるのではないかと、本当に苦しい思いでした。息子が派遣されないと知ってからも、「誰の子も殺してはならないし、殺されてはならない」という思いは強まるばかりでした。そこで、私は息子と絶縁して、この訴訟を提起したのです。

裁判官のみなさん。私がこの訴訟を提起した後、第2回目の口頭弁論直前までに施設部隊は帰ってきました。しかし、今なお、南スーダンへは司令部要員が派

遣されているのです。南スーダンへの派遣はまだ終わっていないのです。

私がこの裁判を起こした時の思いや情熱は、今も変わらないし、むしろ強くなっています。

## 2 裁判を通じてわかってきたこと

この裁判を通じてわかってきたことは、国は何一つ正確なことを、現場の自衛官や自衛官の家族に伝えていないということでした。

今日も、神保弁護士が、南スーダンの情勢について、国連文書をもとに解説をしてくれました。国は、派遣前から当然に南スーダンが危険であることを知っていたはずですが、もし、知らなかったというのであれば、何という低レベルな情報収集能力でしょうか。国連の公式文書すら検討していないということなのではないでしょうか。私は、改めて国に対して求めます。この国連文書の内容、南スーダンの状況を知っていたのかどうか、しっかり明らかにしてほしいと思います。

南スーダンの情勢が、正しく伝えられていたならば、私はもちろん、ほかにも多くの家族が声を上げただろうと思います。誰だって、我が子が殺されることなんて望まないし、誰かを殺してもいいと思っているはずがありません。戦争はしない、戦争に加担しない、なにより平和のために自衛官は頑張っていると信じて送り出しているからです。

## 3 最近の政治状況もこの裁判の姿勢と同じ

最近、安倍首相から菅首相に代わりました。しかし、政治状況は何も変わりません。都合の悪いことには正面から答えず、文書を隠し、闇から闇に葬ろうとしています。それは、この裁判で事実を明らかにしようとしないう国の姿勢と一貫して同じです。

直近の出来事では、日本学術会議の候補者のうち、学術会議から推薦された候補者から6名を除外した問題についても、国は理由を明らかにしません。「総合

的・俯瞰的」に判断したと言いながら、リストを見たときには99名だったと言っています。菅首相が見たときに99名なら、総合的・俯瞰的に菅首相は判断していないことになるじゃないですか。誰かが、勝手に判断したというのですか。全く矛盾した説明です。政府に都合の悪いことは隠し通すか、しらを切り通せばなんとかなると思っているとしか思えません。

桜を見る会にしても、森友学園問題にしても、加計学園問題にしても、自分の言いたいことだけ言ってだんまりを決め込んでいるとしか思えないのです。

そして、その姿勢はこの裁判でも同じです。

これほど、PKO 参加5原則に違反している状況を明らかにしているのに、国はそのことについて何も反論しません。

間違いは誰でも起こします。それは仕方ないことです。大切なことは、間違いを間違いと認めて、謝罪し、是正し、同じ過ちを犯さないようにすることじゃないのでしょうか。

そのためには、事実を明確にしてほしいのです。事実を隠さないでほしいのです。

私の平和に生きる権利は、刻々と侵害され続けているように感じます。

#### 4 裁判所に対して

おそらく、この裁判は、谷口裁判長の下で結審し、判決を頂くことになると思っています。

司法は、違憲違法な行政を正す事ができます。それは、判決だけで行うことではありません。

積極的に国に事実を認否させてください。裁判官の皆さんが、事実を基に判決を書くために必要な事実の主張を私たちにも、そして国にも尽くさせてください。

私や弁護団が主張してきた事実を認めないというのであれば、それに足りる事実を国から聞き出してください。

私は今の段階で負けることなどみじんも考えていませんが、どのような結果にせよ、私が納得できる判決を必ず書いてください。

私が納得するためには、私たちの主張の一つ一つを精査し、それに対する国の反論を検討したうえで、裁判所の考える結論を示すことが必要不可欠です。

今の段階では、少なくとも私には、私たちの主張の一つ一つに対する反論はありません。事実だからこそ、国は反論することができないのでしょう。

本来、国は違法な行政活動をする事ができません。少なくとも、やっているときは適法だと思ってやっているはずです。そうであれば、国は正しいと信じたことをそのまま法廷で説明してください。それを裁判所に法に照らして判断してもらえばいいじゃないですか。

本来的に、国にやましいところなどないはずです。裁判長、自信をもって主張を促してください。

以 上